

議第59号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「200円（団員等に扶養親族でない第1号に該当する者がある場合にあってはそのうち1人については217円,」を「217円（」に, 「同号」を「第1号」に, 「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては,」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 第3条第2項の改正規定は, 平成20年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は, 平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金, 障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間に

ついて支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 この条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例の規定に基づいて既に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、改正後の条例の規定による年金たる損害補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い補償基礎額を改定するとともに、規定を整備する必要があるので提案する。